

第七小学校一体型放課後対策事業実施  
委託に係るプロポーザル実施要領

## 第七小学校一体型放課後対策事業実施委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 委託業務概要

#### (1) 件名

第七小学校一体型放課後対策事業実施委託

#### (2) 業務の目的

一体型放課後対策事業は、国の「新・放課後子ども総合プラン」等に基づき、福生市立福生第七小学校（以下「第七小学校」という。）において「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」及び「放課後子ども教室（ふっさっ子の広場事業）」を一体的に実施することにより、全ての児童に安全・安心な居場所を確保するとともに、保護者の働く状況により、放課後を過ごす場所が分けられることなく、同じ学校、地域で過ごす児童が時間や体験を共有し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

「学童クラブ」は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら健全な育成を図る事業である。

一方、「ふっさっ子の広場」は、小学校内の教室等を活用し、安全な見守りのもと、たくさんの友達や異年齢との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子供たち一人一人を健やかに育てていくことを目的とした事業である。

これら両事業のそれぞれの機能・特色を踏まえ、一体的に事業を実施するものを「一体型放課後対策事業」として位置づけるものとする。

#### (3) 業務概要

##### ア 各事業の概要

##### (ア) 学童クラブ業務

対象児童	市内に居住する小学校に就学している児童で、保護者の就労等により放課後家庭で育成が受けられない児童
実施日時	月曜日から金曜日まで 下校時から午後7時まで 土曜日 午前8時から午後7時まで 福生市立小学校の管理運営に関する規則(昭和35年教育委員会規則第1号)第4条に規定する休業日は、午前8時から午後7時までとする。
閉所日	日曜日、祝日及び年末年始 学校、学年及び学級閉鎖時は、その対象となる児童は学童クラブの利用はできない。

定員	30名（1支援単位） ※登所状況を踏まえ、定員を超えて児童を受け入れる場合がある。
----	--

(イ) ふっさっ子の広場業務

対象児童	原則として第七小学校に在籍する児童及びその学区に住む私立・国公立の小学生
実施日時	月曜日から金曜日 夏季（4月から9月まで）原則授業終了時から午後6時まで 冬季（10月から翌年3月まで）原則授業時から午後5時まで 長期休業日（夏・冬・春休み） 午後1時から午後6時まで（夏季） 午後1時から午後5時まで（冬季）
閉室日	土曜、日曜、祝日及び年末年始（運動会等の振替日、引き取り訓練日等は休業） 学校、学年及び学級閉鎖時は、その対象となる児童は利用できない。
定員	設けない。

イ 両事業共通の運營業務

次の各項に掲げるものを学童クラブとふっさっ子の広場において連携する基本的な運營業務事項として、両事業を一体的に実施し、学童クラブの児童とふっさっ子の広場の児童が日常的にともに過ごせる環境を作るとともに、両事業の児童がともに参加できる遊びや体験プログラム（月に数回）を実施することにより、児童の健全育成を図るものとする。

- (ア) 施設等の維持・保全及び修繕に関すること。
- (イ) 利用児童の全般的な安全管理・確保に関すること。
- (ウ) 児童が持参する昼食及び食物アレルギーに関すること。
- (エ) 共通プログラム等の企画・運営に関すること。
- (オ) 保護者への対応及び要望・苦情への対応に関すること。
- (カ) 緊急時（事故・怪我等）への対応に関すること。
- (キ) 児童の健康管理、衛生に関すること。
- (ク) 防災・防犯対策に関すること。
- (ケ) 学校・関係機関・地域との連携に関すること。
- (コ) 個人情報保護に関すること。
- (サ) 報告書の作成及び報告に関すること。
- (シ) 職員の資質向上の取組に関すること。
- (ス) 職員の労働環境整備に関すること。
- (セ) 環境への配慮に関すること。

#### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで(5年間)

## 2 委託料

総額 189,830,648 円以内とする。内訳は次のとおりとする。

### (1) 学童クラブ分

103,581,134 円(非課税)以内

#### 【年度ごとの内訳】

令和4年度(準備・事務引継ぎ等含む。) : 21,591,566 円

令和5年度 : 20,239,225 円

令和6年度 : 20,411,336 円

令和7年度 : 20,583,448 円

令和8年度 : 20,755,559 円

※各年度、障害児加配職員2名分の人件費を含むものとする。

### (2) ふっさっ子の広場分

86,249,514 円(税込み)以内

#### 【年度ごとの内訳】

令和4年度(準備・事務引継ぎ等含む。) : 17,046,000 円

令和5年度 : 17,040,034 円

令和6年度 : 17,223,747 円

令和7年度 : 17,387,827 円

令和8年度 : 17,551,906 円

本業務の履行に係るすべての経費を含むものとする。また、提案は上記の委託料を超えてはならない。

## 3 提案内容

### (1) プログラム内容

### (2) 学童クラブとふっさっ子の広場の一体的・連携した活動実施

### (3) 指導員等の勤務条件・有資格者等の適正な配置等について

### (4) 特別な支援が必要な児童に対する支援

### (5) 傷害・賠償保険の加入

### (6) 研修体制

### (7) 安全対策・危機管理・入退室管理

### (8) 学校・保護者への説明会の実施

### (9) 費用について

#### 4 参加資格

- (1) 法人その他の団体（社会福祉法人、民間事業者、特定非営利活動法人等）で、令和3年4月1日現在、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定するものをいう。以下同じ。）又は放課後子ども教室（文部科学省「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」別紙2「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に規定するものをいう。以下同じ。）の東京都内での運営実績があり、かつ、管理運営を円滑及び安定して実施できる団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続が開始されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税等）又は地方税（法人事業税、法人市民税等）を滞納していないこと。
- (6) 応募書類提出時点で、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。

#### 5 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した書類一式を指定した申請場所に申請期間内に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 申請期間

令和3年7月1日（木）午前8時30分から令和3年7月15日（木）午後5時15分まで

##### (2) 申請場所

福生市総務部契約管財課契約係（庁舎第1棟5階）

##### (3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（指定様式） 1部

福生市ホームページからダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。

イ 都内での運営実績が確認できるもの（契約書の写し等） 1部

ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※発行後3か月以内 1部

エ 法人の財務状況に関する書類（直近3年分）各1部

オ 印鑑証明書 ※発行後3か月以内 1部

カ 納税証明書（直近年度のもので未納がないことが確認できるもの）

※発行後3か月以内

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税） 各1部

- ・応募者が所在する都道府県民税（法人事業税） 1部
  - キ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票＜表裏両面＞（写し） 1部
- ※キを提出する場合は、ウ～カの書類を省略することができるものとする。

## 6 参加資格審査結果の通知

令和3年8月2日（月）午後5時までに全事業者へ通知する。

## 7 仕様書等の貸出し

企画提案参加申請書等により参加資格確認後、仕様書等の貸出しを8月2日（月）に行う。

## 8 質疑の提出及び回答

### （1）提出期限

令和3年8月25日（水）午前10時まで（必着）

本委託の内容等に関する質問は指定の質疑書に届出印を押印した原本（質疑書）をもって行うこと。FAX、e-mailによる質問も認めるが、その場合は質疑書下段に記載してある番号、アドレスに送信後、契約管財課契約係まで電話にてその旨を連絡し、提出書類を提出する際に、届出印を押印した原本（質疑書）を提出するものとする。

また、電話・口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

### （2）回答日

令和3年9月3日（金）午後5時までにFAX又はe-mailにて全事業者へ通知する。

※質疑書の様式は、福生市ホームページの「事業者向け情報」→「入札・契約」→「書式一覧」→「入札書などの書式一覧」からダウンロードしたものを使用すること。

契約担当：契約管財課契約係

電話：042-551-1539（直通）

FAX：042-553-4451

メールアドレス：[f-keiyak@city.fussa.lg.jp](mailto:f-keiyak@city.fussa.lg.jp)

## 9 企画提案書等の提出書類

### （1）提出書類及び必要部数

ア 企画提案書 原本1部、副本8部

様式については任意とするが、「3 提案内容」についての内容を取り入れること。

イ 参考見積書（任意様式） 原本1部

※提案金額は総額を記載し、年度ごとの内訳書を添付すること。

※学童クラブ分、ふっさっ子の広場分を分けて明記してすること。

※提示金額は税込みとする。

ウ 会社概要、業務実績調書、担当者の経歴書等 8部

(ア) 会社概要

(イ) 業務実績調書

(ウ) 担当責任者の経歴及び業務実績調書

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和3年9月10日(金)午後3時まで(必着)

イ 提出場所

福生市役所契約管財課契約係(庁舎第1棟5階)

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) その他

一つの事業者が複数の一体型放課後対策事業について提案を行うことについても差し支えないものとする。

## 10 審査方法

(1) 第一次審査(書類審査)

ア 一次審査通過基準

書類審査により上位5社以内の事業者を選定し、二次審査を行う。なお、二次審査に一次審査の得点は持ち越さない。

イ 一次審査の省略

事業者が5社以下の場合は、一次審査を省略することができる。

ウ 一次審査結果通知

一次審査実施後、結果を速やかに企画提案者全員に対して、一次審査結果通知書により通知するものとする。

エ 審査基準

(ア) 事業の内容

(イ) 本委託の実施体制

(ウ) 本委託の受託実績

(エ) 提案価格について

(オ) 資料調製力について

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

ア 日程

令和3年9月29日（水）

※二次審査の時間については、一次審査結果通知と併せて知らせる。なお、プレゼンテーションの順番については、契約係への提出書類の提出順とする。

イ 場所

福生市役所もくせい会館 201・202 会議室

ウ 提案時間・機材等

(ア) 提案時間は 20 分（おおむね提案 15 分、質疑応答 5 分）とする。なお、機材等の準備をする場合は、開始前に別途時間を設ける。

(イ) プロジェクター使用等のプレゼンテーションの方式は問わないが、全て提案者にて用意すること。ただし、当日にプレゼンテーション用資料を追加配布することは不可とする。

(ウ) 説明は原則として、委託契約を請け負った場合に当該業務を担当する者が行うこととする。

エ 審査基準

(ア) 事業の内容

(イ) 本委託の実施体制

(ウ) 本委託の受託実績

(エ) 提案価格について

(オ) プレゼンテーションの内容について

(カ) 事業の独自性、創意工夫について

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、受注候補者の特定後速やかに二次審査参加事業者に対して、二次審査結果通知書により通知するものとする。また、この企画競争によって特定された者は、最適なものとして特定しただけであり、この企画競争を経た後、契約を締結するまでは契約関係を生じないものとする。

11 日程

公告、募集開始	令和3年7月1日（木）
募集締切	令和3年7月15日（木）
図書配布	令和3年8月2日（月）
質問受付締切	令和3年8月25日（水）午前10時まで
質問回答	令和3年9月3日（金）午後5時まで
企画提案書等受付締切	令和3年9月10日（金）午後3時まで
一次審査結果通知	令和3年9月24日（金）まで
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和3年9月29日（水）
結果通知	令和3年10月8日（金）まで

契約締結	令和3年10月下旬
業務引継ぎ開始	令和3年11月上旬

## 12 失格事項

本審査の提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、「2 委託料」を超過したもの

## 13 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の締結を行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

## 14 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 参加の意志がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出すること。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 福生市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 15 担当部署（提出・問合せ先）

福生市役所総務部契約管財課契約係

住所：福生市本町 5 番地

電話：042-551-1539